

# 概要

国土交通省公認の舶用機関整備士による  
良質で信頼性の高い整備を通じて船舶の安全に貢献します

**一般社団法人 日本舶用機関整備協会**  
Marine Engine Service Association of Japan

# 協会の概要

船舶の心臓部に当たる機関を定期的に整備して健全な状態に保つことは、船舶の安全確保のためにも、海洋環境の保全のためにも極めて重要です。近年、省エネルギーや、環境保全のための排ガス規制などにより舶用機関の技術革新が進み、整備業務においてもより高度な知識と技量が要求されるようになってきています。

当協会は、舶用機関整備士の資格検定事業をはじめ、各種技術講習などにより技術者の育成と技能の向上を図り、良質で信頼性の高い舶用機関整備を通じて船舶の安全等に貢献しています。

## 設立

平成7年7月10日

## 目的

当協会は、舶用機関整備業の経営基盤の強化、舶用機関整備技術の向上等により舶用機関整備業の発展を図り、もって船舶の安全及び関連産業の発展に寄与することを目的とし、目的達成のため次の事業を行うこととしています。

- (1) 舶用機関整備業の経営基盤の強化に関すること
- (2) 舶用機関整備技術の向上に関すること
- (3) 舶用機関整備業に関する取引条件の改善に関すること
- (4) 舶用機関整備業に関する広報に関すること
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 沿革

平成5年6月	日本舶用機関整備業協会	任意団体として発足
平成7年6月	6月30日	社団法人日本舶用機関整備協会設立総会を開催
平成7年7月	7月10日	任意団体は解散 社団法人の設立許可
平成8年4月	1級	舶用機関整備士資格検定事業を開始
平成14年4月	3S級（船外機）	舶用機関整備士資格検定事業を開始
平成24年4月	一般社団法人に移行	協会名を一般社団法人 日本舶用機関整備協会に変更
平成27年1月	資格検定事業について国土交通省から	整備技術者認証機関証明書を取得

# 事業概要

## 1. 舶用機関整備士の資格検定（日本財団助成事業）

舶用機関の整備者に対し、その技量と知識に応じて資格を付与することを通じて技術者の育成と技能向上を図ることを目的に、ディーゼル機関については1級から3級、船外機については3S級の資格検定を実施しています。舶用機関整備士は、講習を受けた後、試験（学科、実技等）にしますと取得できます。取得後も4年ごとに更新講習を受ける必要があります、資格取得と更新の際には、その技量と知識について資格検定委員会（委員長：岡田博 東京海洋大学名誉教授）により厳格・公正に審査されます。こうしたことから、舶用機関整備士には高い信頼が寄せられ、法律に基づく船舶検査、排気ガス規制などにおいても活用されています（次ページ参照）。

また、平成27年1月には国土交通省から整備技術者認証機関としての基準を満たしているとの証明を頂き、舶用機関整備士は「国土交通省公認」資格として一層のステータス向上が図られています。

なお、資格取得のための講習会は、厚生労働省の能力開発給付金の支給対象となっています。

## 舶用機関整備士を利用した検査合理化制度の概要

### 1. 内燃機関のサービス・ステーション制度（S S制度）

国土交通省の証明を受けた事業者が、整備点検記録を提出・説明することにより船舶検査官による機関の解放検査の立会が一部省略される制度です。S Sの証明を得るためにには、整備業務を行うための責任者・技能者を有していることが必要となります、「舶用機関整備士」はランクに応じて責任者・技能者として認められます。

### 2. 保守整備を確実に実施している漁船の中間検査の合理化

主機等の日常点検及び保守整備を確実に実施している総トン数 20 トン以上の漁船について、中間検査の際の機関解放検査が免除される制度です。漁業者は日常点検等を実施・記録し、一方、舶用機関整備士は定期点検整備と船側への助言などを行います。中間検査時に検査官がこれら点検整備記録等を確認し、問題が無い場合には機関解放が免除されます。

### 3. J C Iに証明された「特定の保守整備事業者」が保守整備した主機等の検査の合理化

日本小型船舶検査機構（J C I）に証明された「特定の保守整備事業者」が主機等を保守整備し、その内容が適正確実であると認められた場合に、主機等の解放検査が省略される制度です。証明を得るためにには、一定の能力を有する保守整備責任者が必要ですが、「舶用機関整備士」はランクに応じて保守整備責任者として認められます。

### 4. 船舶に搭載するディーゼル機関のN O × 規制での活用

定格出力が 130 kWを超えるディーゼル機関を搭載する船舶では「原動機取扱手引書」に従った機関設置、運転、整備が必要で、整備、部品交換を行った際には、機関長などの整備責任者は記録簿に内容を記録・署名することになっています。舶用機関整備士は、整備責任者に代わり記録簿への記録・署名を行うことが認められています。

## 2. 技術講習会の開催

団塊の世代の退職等により熟練技術者が減少し、整備に特殊な知識や技術を必要とする機器（過給機、減速機・クラッチ等）への対応が問題となっています。このため、比較的経験の浅い舶用機関整備技術者を対象とした技術講習や工場実習などを行うことによりこれら機器への対応能力の向上を図っています。

## 3. 小型船舶等の機関事故防止推進

最近の海難事故においては、いわゆる小型船舶（プレジャーボート、漁船、遊漁船）が全体の 75% を占めています。事故種類別にみると、例えばプレジャーボートではその 2 割強が機関故障となっています。機関故障は、日常点検と定期的なメンテナンスの実施により未然に防止することができます。このため、小型船舶の所有者、漁業者等を対象に点検整備についての研修を行い事故防止に努めています。

## 4. 経営基盤の強化

日本財団の設備資金及び運転資金貸付制度の会員への周知、申請手続きの指導、団体証明の発行などを行っています。

## 5. 広報・宣伝等の推進

「整備協会報」（年 4 回発行）、ホームページ、メールにより技術情報、海事情報、漁船保険情報などを会員に提供しているほか、関係機関へ整備士制度の活用を要請するなど舶用機関整備士による定期的メンテナンスを推進するための P R 活動を行っています。

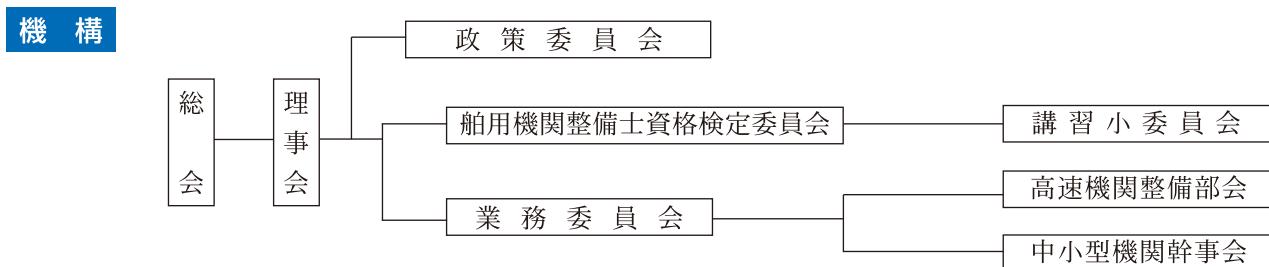


協会のホームページ (<http://www.mesa.or.jp/>)

**会員** 正会員 562社 整備業会員 545社  
贊助会員 21団体 10個人 製造業会員 17社

**役員** 理事 32名 会長 荒井誠二(テック両羽株)  
監事 2名 副会長5名、専務理事1名、理事25名

**事務局** 専務理事 1名 総務部・技術部・業務部  
職員 4名



(平成31年1月現在)



## MESA 一般社団法人 日本船用機関整備協会

〒101-0033 東京都千代田区神田岩本町4番地9 サンディスク神田ビル8階  
TEL. 03(3256)0141 FAX. 03(3256)0140  
E-mail: seibikyo@mesa.or.jp URL: <http://www.mesa.or.jp>